公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則(昭和 39 年広島県規則第 32 号)第 16 条の規定により公告する。

なお、本件は、広島県物品等電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を利用して行う電子入札案件であり、電子入札システムを利用して参加する場合は、入札に関する手続については、広島県物品等電子入札システム利用者規約(以下「電子入札システム利用者規約」という。)に従って行わなければなりません。

令和7年1月28日

広島県契約担当職員 広島県議会事務局長 小川 元史

1 調達内容

(1) 業務名

広島県議会棟警備業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(地方自治法〔昭和22年法律第67号〕第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

(4) 履行場所

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県議会事務局 (広島県議会棟等)

(5) 入札方法

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 10 の 2 に規定する総合評価一般競争入札の方法によることとし、3 年間の総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額(10パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 技術評価等資料

(1) 技術評価等資料の内容は、次表のとおりとする。

評価項目		内容		
		指定様式	任意様式	
技術評価	過去5年間の同種業 務の受注実績	・同種業務の契約・業務実績	・契約書の写し	
	上記の実績のうち、 過去5年間の議会警 備の受注実績	一覧表(様式1)		
	業務に関する技術向 上研修の実施の有無 及び内容 ※警備業法に基づく 法定研修は除く。	·研修実施報告書(様式2)	・研修レジメ等研修概要が分 かる資料 ・研修体系・規程等	
	実施体制の妥当性、 緊急時の対応につい	·業務実施体制図(参考例提示)	・資格者の資格を証明する書 類	
	ての評価	·配置予定者計画表(様式3)	・緊急時の連絡体制図	

	業務に関係する技術 者・資格者の人数	• 県議会棟警備評価資格者名 簿 (様式 4)	・資格者の資格を証明する書 類
	検査実績・検査体制 計画	・「自主点検・評価」による 業務改善の実績(様式5) ・「自主点検・評価」体制の 計画(参考例提示)	・「自主点検・評価」による 改善指示に基づいた業務 改善の実績の状況の分か る書類(改善指示書・改善 実施状況一覧表の写し等)
	業務に関連する認証 等の評価		・資格の写し
	苦情処理に対する取 組の評価		• 苦情処理要領
	危機管理対応等		・危機管理対応に係る要領
	障害者雇用への取組	・障害者の実雇用率報告書 (様式6)	・令和6年6月1日現在の障害者雇用状況報告書の写し(常用雇用労働者40.0人以上の事業主)・障害者雇用状況表(様式9別紙)(常用雇用労働者40.0人未満の事業主)
政策評価	仕事と家庭の両立支 援への取組		・次世代育成支援対策推進法 大世代育成事と第一般事を 大田ののののでであるとのののでであるとののででである。 一般であるとのののででである。 一般であるとのののででである。 一般であるとののでである。 一般であるとののでできる。 一般ではいるではいる。 でのののではいるできる。 でのののではいるできる。 でのののではいるできる。 でのののできる。 でのののできる。 でのののできる。 でのののできる。 でのののできる。 でのののできる。 でのののできる。 でのののできる。 でのののできる。 でのののできる。 でのののできる。 でのののできる。 でのののできる。 でのののできる。 でのののできる。 でのののできる。 でのののできる。 でののでのできる。 でののできる。 でののできる。 でののできる。 でののできる。 でののできる。 でののでのできる。 でののできる。 でののできる。 でののでのでのでのでのできる。 でののでのできる。 でののでのでのでのでのできる。 でののでのでのでのでのでのでのでのででのでのでのでのででのでのでのでのででので
	社会保険等の加入状 況【必須】		・社会保険に加入していることが分かる客観的資料 (例:健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書)
	業務従事予定者の賃 金水準【必須】		・最低賃金以下の支給でない ことがわかる書類

(2) 技術評価等資料の提出方法等

- ア 提出する技術評価等資料は、技術評価等資料提出書に必要書類を添付したものとすること。
- イ 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、又は、提出された技術評価等 資料に必要事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異な る不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。
- ウ 技術評価等資料内訳欄の評価項目又は内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の 不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、次のとおりとする。

項	目		評価項目	評価基準	配点
価格言	評価	価格評価	入札価格	価格評価点は次により算出する。 60×(1-(入札価格)/(予定価格))	60.0

	実施体制	過去5年間の同種業務の受 注実績	実績件数に応じて評価 (ただし、当初契約の期間を事業者側 の事情により満了しなかったものは実 績に含めない)	8.0
		上記の実績のうち、過去5年 間の議会警備の受注実績	実績件数に応じて評価 (ただし、当初契約の期間を事業者側 の事情により満了しなかったものは実 績に含めない)	8.0
		業務に関する技術向上研修 の実施の有無及び内容 ※警備業法に基づく法定研 修は除く。	研修の実施状況及び内容に応じて評価	9.0
技術評価		実施体制の妥当性、緊急時の 対応についての評価	業務の実施体制や対応手順の妥当性に 応じて評価	6.0
		業務に関係する技術者・資格 者の人数	技術者・資格者の配置人数に応じて評 価	6.0
		検査実績・検査体制計画	自己検査体制等の整備状況及び実績等 の有無に応じて評価	12.0
		業務に関連する認証等の評価	プライバシーマーク又は IS027001 の 取得の有無に応じて評価	3.0
		苦情処理に対する取組の評 価	苦情処理要領等の整備状況、実績等の 有無に応じて評価	6.0
		危機管理対応等	警備業務において対応が必要な具体的 な事態を想定した対策に応じて評価	12.0
	社会的責任等	障害者雇用への取組	企業の障害者の実雇用率(令和 6 年 6 月 1 日時点)の評価	4.0
政策評価		仕事と家庭の両立支援への 取組	・次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画、女性活躍推進法による一般事業主行動計画の策定・労働局への届出に応じて評価 ・広島県仕事と家庭の両立支援企業登録に応じて評価	4.0
	法令	社会保険等の加入状況【必 須】	社会保険の加入状況に応じて評価	6.0
	遵守	業務従事予定者の賃金水準 【必須】	本業務に従事する予定の従業員の賃金 水準の評価	6.0
合計			150.0	
価格評価の配分点			60.0	
技術評価の配分点			70.0	
政策評価の配分点			20.0	
価格評価				
技術評価				
政策評価 政策評価の配分点×(政策評価の得点合計) / (政策評価の配点合計)				
評価値	直 │価格評価点 + 技術評価点 + 政策評価点 │			

- ※1 端数処理については、小数点以下第2位切り捨てとする。
- ※2 必須項目として設定した評価項目については、要件を満たさない場合は失格とする。

4 入札参加資格

- (1) 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和6年広島県告示第607号(令和7年から令和9年において県が行う物品及び役務 を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等)によって「53A警備(機械警備を除く)」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 警備業法 (昭和 47年法律第 117号) 第4条の規定によって公安委員会から警備業者と

して認定された者であること。

- (5) 本件調達に係る業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせること なく履行できる者であること。
- (6) 広島県内に本社、支社又は営業所等を有する者であること。
- (7) 本件調達の公告日の2年前の日の翌日から開札日までの間に、県との契約において、「53A 警備(機械警備を除く)」の業務について契約不履行等を理由に契約を解除されたことがない者であること。
- (8) 労働保険の未適用及び直近1年間の保険料の未納がない者であること。
- (9) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度 事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこ と。
- (10) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までのうち、次のいずれの業務も誠実に1年間以上、履行した実績を有する者であること。
 - ① 官公庁の施設警備業務
 - ② 警備面積(警備を実施する延床面積)が5,000 m²以上の警備業務(機械警備業務は 含まない)。なお、警備面積は建築物の内部の警備面積に限る。

5 入札手続等

(1) 入札説明書、仕様書及び技術評価等資料提出書等の交付場所、交付期間及び入手方法 ア 交付場所

〒730-8509 広島市中区基町 10番 52号

広島県議会事務局総務課(広島県議会棟1階)

電話(082)513-4721(ダイヤルイン)

イ 交付期間

令和7年1月28日(火)から令和7年2月7日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律[昭和23年法律第178号]に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

- (2) 入札参加資格の確認
 - ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類(以下「入札参加資格確認申請書等」という。) を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出期限

令和7年2月7日(金) 午後5時

ウ 提出方法

電子入札システムを使用して提出すること。

書面により提出する場合は、持参、郵便等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)により提出すること。ただし、郵便等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

エ 書面により提出する場合の提出先

〒730-8511 広島市中区基町 10番 52号

広島県会計管理部契約·調達管理課(広島県庁舎南館1階)

電話 (082)513-2315 (ダイヤルイン)

- オ 入札参加資格の確認結果の通知 令和7年2月13日(木)までに通知する。
- (3) 入札書の提出方法及び提出期間
 - ア 提出方法

電子入札システムを使用して提出すること。

書面により提出する場合は、上記(2)エの場所に持参又は郵便等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)により提出すること。

イ 提出期間

令和7年2月27日午前9時から令和7年3月3日午後5時までとする。 ただし、郵便等による場合は、提出期間の終了日時までに必着とする。

(4) 技術評価等資料の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

広島市中区基町 10番 52号

広島県議会事務局総務課(広島県議会棟1階)

イ 提出期限

令和7年3月3日(月) 午後5時00分

ウ 提出方法

持参、郵便等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記イの期限までに必着することとする。また、持参、郵便等により提出する技術評価等資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

(5) 開札の日時

令和7年3月4日(火) 午前10時00分

- 6 落札者の決定方法
- (1) 入札価格が広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値の最も高い者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。技術評価点の最も高い者が2名以上あるときは、政策評価点、価格評価点の順に比較し、評価点が最も高い者を落札者とする。すべての評価点が同じ場合は、施行令第167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

- イ 契約保証金
 - (ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、 当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約 を締結し、誠実に履行した実績がない者(ただし、契約解除の要因となった契約種

目は、「13A施設警備」の資格に限る。)

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) (ア)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約における特約事項

この入札による契約は、広島県議会における当該契約に係る令和7年度歳入歳出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

また、令和8年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、 県はこの契約を解除することができるものとする。

(6) 契約書作成の要否

西

(7) 手続における交渉の有無

1111:

(8) その他

入札説明書による。

8 問い合わせ先

〒730-8509 広島市中区基町 10番 52号

広島県議会事務局総務課(広島県議会棟1階)

電話(082)513 - 4721(ダイヤルイン) ファクシミリ(082)223 - 6320

メールアドレス gikaisoumu@pref.hiroshima.lg.jp